

獨逸に於ける兵役俸給令第一回條(子供)

手帳としての割増俸)の改正

一般多子家族に對する子供手當は、多子家族に對する Kinderbeihilfen としてナチス人口政策の主要な一支柱をなすものであるが、特に官吏に對しては之に平行して別途の方策が講ぜられてきた。一昨三八年七月二七日公布の規則がその最後のものであつたが、今年一九四〇年一月二九日には更に一段と人口政策的改善が企てられ、一九二七年一二月一六日公布の官吏俸給令第一回條は「^ノにその内容を一新することとなつた。」またその大要を述べれば以下の如くである。因に左記摘要は本研究所北岡企畫部長の質問に對する獨逸大使館ノイラート氏の回答によるものである。

一、官吏はその公生子女の凡てに對して彼等が満二十四歳に達する迄の間子供手當としての割増俸 Kind-erzuschläge を受け得る。その金額は毎月

100ライヒスマルク

第一子に對しては
第一子 〃 110. 〃
第二子 〃 115. 〃

第四子及びそれ以後の子女に對しては

(各) 110. 〃

どある。」の割増俸を受け得る前記條件が失はれた場合には、順次に前表中の最低率が除かれてゆく。即ち子供手當としての割増俸の適用に當つては前に之を支拂はねた」とある凡ての子女を同時に算へるわけである。

「認知されたる私生子女、養子、當該官吏の家庭に

「あとのひれたる繼子女、或は私生子女にして當該官吏がその父親たるとの確認せらるゝ場合及び當該官吏が

その子女を自己の家庭に引取られる場合又はその他の方法によつての子女を扶養し居る」との確認せらるゝ場合乃至は特に婦人官吏が母として力を獨力扶養せらるを得やる場合はみな公生子女と同等に取り扱はれる。 III. 満十六歳より満二十四歳までの子女に對する子供手當としての割増俸はその子女が就學中であるか或は一定の職業に將來有給となる條件にて見習中に且つその子女の月收四十ライヒスマルク以下の場合にのみ與へられる。

就學又は職業見習の終了がアルバイトティーンスト或是兵役義務の爲に満二十四歳を超ゆる場合は前掲第一項中の年齢制限は之に相應する期間だけ延長せらる。以上

尙、以上の改正俸給令を一昨三八年九月二十七日の公布規則と較べてみると、その人口政策的改善の跡は極めて顯著で、第四子に對する割増俸は月五ライヒスマルクの増額となり、又多數の子女が生長して順次に本割増俸給與の條件を變へてゆく場合之に應じて順次その最低率分を落してゆくようになった。更に就學又は職業見習中の子女に對しては年齢制限を満二十四歳まで延長された」とも改善の一歩と云ふ。なほ從來はそ

の子女満十六歳を過ぎて後にもうの割増俸給與に與り得るにはその子女の月收三十ライヒスマルクを超えていた」とを條件としてゐたが、今般の改正は之を月四十ライヒスマルクに引き上げたわけである。

前號正誤及訂正

△九二頁下段第一五行「之に對し獨逸は一九三九年五月十七日現在で……」は「之に對し獨逸はザール地方再歸屬以前の面積四六八、六二〇方キロ、この地域内は一九三九年五月十七日現在で……」の誤り。同じく第二〇行「ボヘミア、モラビアの新保護領まで加へて」の前に「ザール地方舊オーストリア、ズデーテン獨逸地方、メーレル、ダンチヒ自由市、再歸の舊ボーランド領及びオイペン、マルメヂ、モレスネ等の新領土と更に」を挿入。
△九二頁第三表中世界總人口「一一一六七(百萬)」は「一一六九(百萬)」の誤り。獨逸人口の世界人口に對する百分比「四・六」とあるは原典の誤植の如し。計算の結果は「四・一」となる。
△九四頁中段第一四五行「毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保する爲には」を「毎年七十五萬五千の二十歳男子を確保し得る爲には」と記出。

米國人口協會第八次年會の開催
米國人口協會の第八次年會は本年五月ノース・カロライナ大學で開催され、「現下の人口問題調査」に就い

て討議されたが、同會議席上 A. J. ロードが The Trends of the Birth Rate by Age of Mother and Order of Birth なる題下に發表した一九二〇—三七年間に亘る全國出生率の分析によると、出生率の底を衝いてゐた

一九三三年以後、第一子の出生は一九二五年以來未曾有の増加を見せてゐる。これは婚姻數の増加を證明するものだが、それは同じく第二子の出生に於ても一九三三年以來決定的な増加を見せてゐる事實に見ても明らかである。第三子出生の低減傾向も停止され、本調査の取扱へる最後の二ヶ年は第三子出生數は殆んど同一状態に停止してゐる。

また同じく同會議席上 P. K. ハルトムヘッセ Future Trends and Differentials in Prolificacy Distribution なる論文に於て避妊の實行が出生率低下の主因をなすとの通説に對し、凡ての夫婦が出産を忌避してゐるわけではないことを明らかにし、大數の夫婦は單に結婚と第一子出生との間の期間を延長し又その後の子供の數を制限しようと躍んでゐるに過るないと主張してゐる。